

茨 木 市 立 地 適 正 化 計 画

別冊 防災指針

目 次

第1章 防災指針の概要	1
1 防災指針とは	1
2 防災指針の位置づけ	1
3 対象とする災害	1
4 検討フロー	2
第2章 前提条件の整理	3
1 ハザード情報の収集・整理	3
2 安威川ダムの治水効果の確認	5
3 リスク評価の視点	8
第3章 災害リスクの抽出・整理	10
1 洪水による災害リスク	10
2 内水による災害リスク	14
3 土砂災害による災害リスク	15
第4章 災害リスクに関する課題の整理	17
1 災害リスクに関する課題の整理	17
第5章 防災まちづくりの将来像と取組方針	19
1 防災まちづくりの将来像	19
2 取組方針	20
第6章 具体的な取組と取組事例	21
1 具体的な取組	21
2 取組事例	22

第1章 防災指針の概要

1 防災指針とは

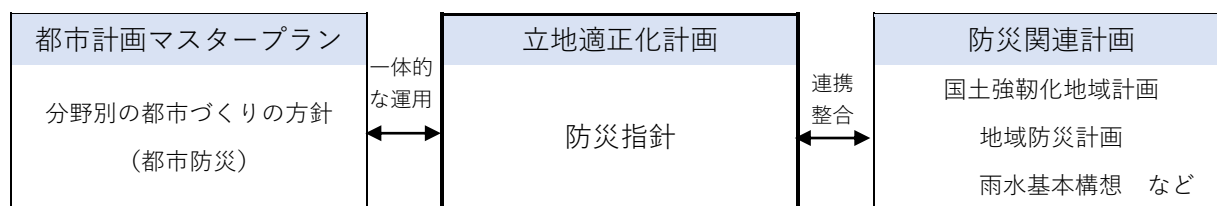
近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。

このような中、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和2年（2020年）6月の都市再生特別措置法の改正により、新たに「防災指針」の作成が義務づけられました。

本指針は、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの回避・低減のための方針や対策を位置づけ、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むために作成されるもので、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能の確保に関する指針となるとともに、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものとされています。

2 防災指針の位置づけ

本指針は、本市の防災関連計画との連携・整合を図るとともに、都市計画マスタープラン（都市防災の方針）と一体的な運用を行います。



3 対象とする災害

本指針では、「水災害」のうち、本市で被害想定のない「津波」「高潮」を除き、「洪水^{※1}」「内水^{※2}」「土砂災害^{※3}（大規模盛土造成地を含む）」を対象とします。

※1 洪水（外水氾濫）：河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤したりするなどして、堤防から水が溢れでること

※2 内水（内水氾濫）：堤防から水が溢れなくても、河川の水位の上昇や多量の降雨などにより、河川外における住宅地などの排水が困難となり浸水すること

※3 土砂災害：山やがけが崩れたり、崩れた土砂が雨水や川の水と混じって流れてきたりすることによって人命が奪われたり、建物を押しつぶしたりする災害のこと

4 検討フロー

本指針では、以下のフローに沿って検討を行います。

第2章 前提条件の整理

1 ハザード情報の収集・整理

2 安威川ダムの治水効果の確認

- (1) 浸水想定区域（計画規模降雨）
- (2) 浸水想定区域（想定最大規模降雨）
- (3) 浸水継続時間（想定最大規模降雨）
- (4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）

3 リスク評価の視点

- (1) 「浸水深」と人的被害のリスク（洪水・内水）
- (2) 「浸水継続時間」と避難生活環境（洪水）
- (3) 「氾濫流・河岸浸食」による家屋倒壊のリスク（洪水）



第3章 災害リスクの抽出・整理

1 洪水による災害リスク

- (1) 浸水想定区域（計画規模降雨）
- (2) 浸水想定区域（想定最大規模降雨）
- (3) 浸水継続時間（想定最大規模降雨）
- (4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）

2 内水による災害リスク

- (1) 浸水想定区域（過去に他地域で発生した最大級規模の降雨）

3 土砂災害による災害リスク

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- (2) 大規模盛土造成地



第4章 災害リスクに関する課題の整理

1 災害リスクに関する課題の整理



第5章 防災まちづくりの将来像と取組方針

1 防災まちづくりの将来像

2 取組方針



第6章 具体的な取組と取組事例

1 具体的な取組

2 取組事例

第2章 前提条件の整理

1 ハザード情報の収集・整理

本指針で使用するハザード情報を下表に示します。なお、土砂災害のうち、「急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」については、平成31年（2019年）に策定した現行計画で災害リスクを確認し、居住誘導区域外としています。また、「大規模盛土造成地」については、ハザード情報ではありませんが、滑落崩壊の可能性もあることから、公表されている資料をもとに整理します。

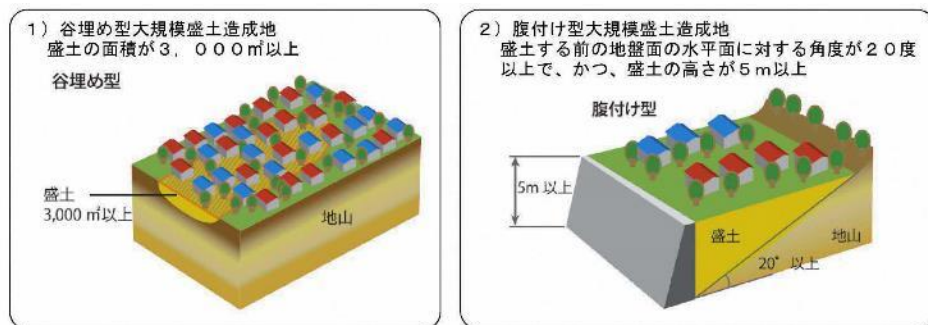
	ハザード情報	出典
洪水	(1) 浸水想定区域（計画規模降雨※ ⁴ ）	茨木市水害・土砂災害ハザードマップ 【ダム整備後】 （令和6年（2024年）11月更新） 【ダム整備前】 （令和3年（2021年）6月）
	(2) 浸水想定区域（想定最大規模降雨※ ⁵ ）	
	(3) 浸水継続時間（想定最大規模降雨※ ⁵ ）	
	(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨※ ⁵ ）	
内水	(1) 浸水想定区域（過去に他地域で発生した最大級規模の降雨※ ⁶ ）	茨木市水害・土砂災害ハザードマップ （令和6年（2024年）11月更新）
土砂災害	(1) 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	茨木市水害・土砂災害ハザードマップ （令和6年（2024年）11月更新）
	(2) 大規模盛土造成地※ ⁷	大規模盛土造成地マップ （令和5年（2023年）7月更新）

※4 計画規模降雨：河川整備における基本となる降雨。おおむね100年に一度の降雨確率（淀川は200年に一度の降雨確率）
・安威川等※⁸流域 247mm/24時間、淀川流域 261mm/24時間、女瀬川流域 289.8mm/24時間

※5 想定最大規模降雨：想定される最大規模の降雨。おおむね1000年に一度の降雨確率
・安威川等※⁸流域 776mm/24時間、淀川流域 360mm/24時間、女瀬川流域 1,070mm/24時間

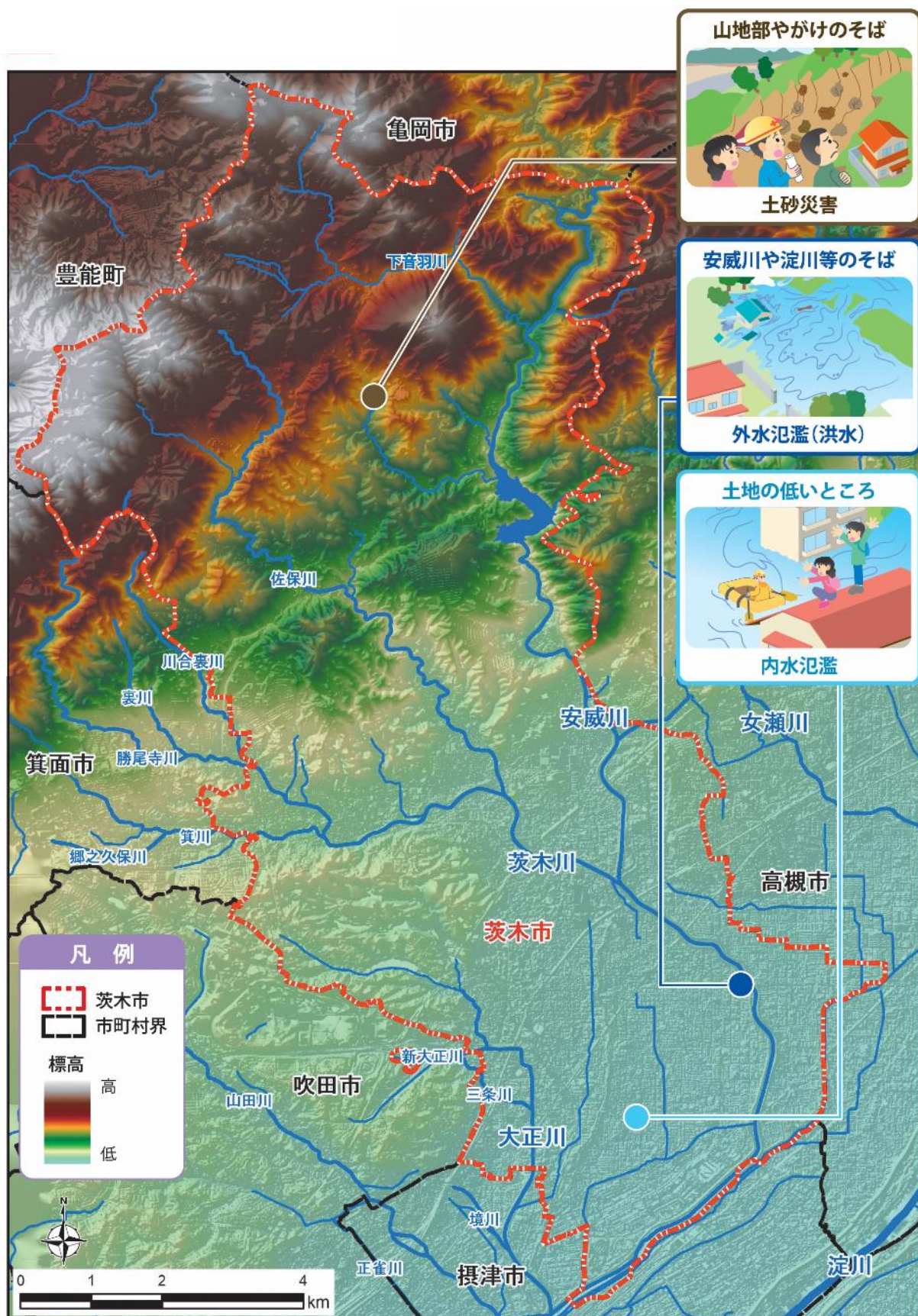
※6 過去に他地域で発生した最大級規模の降雨
・茨木市全域における最大1時間雨量 146.5mm/時間

※7 大規模盛土造成地：谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち以下の要件に該当するもの
・谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が3,000㎡以上
・腹付け型大規模盛土造成地：盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ、盛土の高さが5m以上



出典：大阪府 HP より

※ 8 安威川等：安威川、山田川、茨木川、大正川、正雀川、正雀川分水路、境川、新大正川、三条川、佐保川、勝尾寺川、箕川、郷之久保川、川合裏川、裏川、土室川分水路、下音羽川の 17 河川



出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ

2 安威川ダムの治水効果の確認

安威川ダムは、昭和 42 年（1967 年）7 月に発生した北摂豪雨を契機に、安威川が 100 年に一度の降雨（時間雨量 80mm 程度、日雨量 247mm）にも対応できるよう、抜本的な治水対策として計画されました。

令和 4 年（2022 年）にダム本体が完成し、その後の試験湛水（貯水を行い、ダム本体や貯水池周辺斜面に問題がないかを確認する試験）を経て、令和 5 年（2023 年）から供用を開始しています。

ここでは、安威川ダムの整備前後のハザード情報を比較し、ダムの治水効果を確認します。

昭和 42 年（1967 年）の水害（北摂豪雨）

昭和 42 年（1967 年）7 月 8 日から 12 日にかけて西日本一帯を襲った集中豪雨（北摂豪雨）では、茨木雨量観測所において総雨量 248.5mm（最大時間雨量 60.0mm）を観測し、全壊家屋 10 戸、床上浸水 1,892 戸、橋梁の流出および一部破損 18 箇所等、茨木市で甚大な被害が発生しました。

この北摂豪雨を契機に、安威川流域の抜本的な治水対策として安威川ダム建設計画が立案されました。



出典：図説地理 近現代の茨木

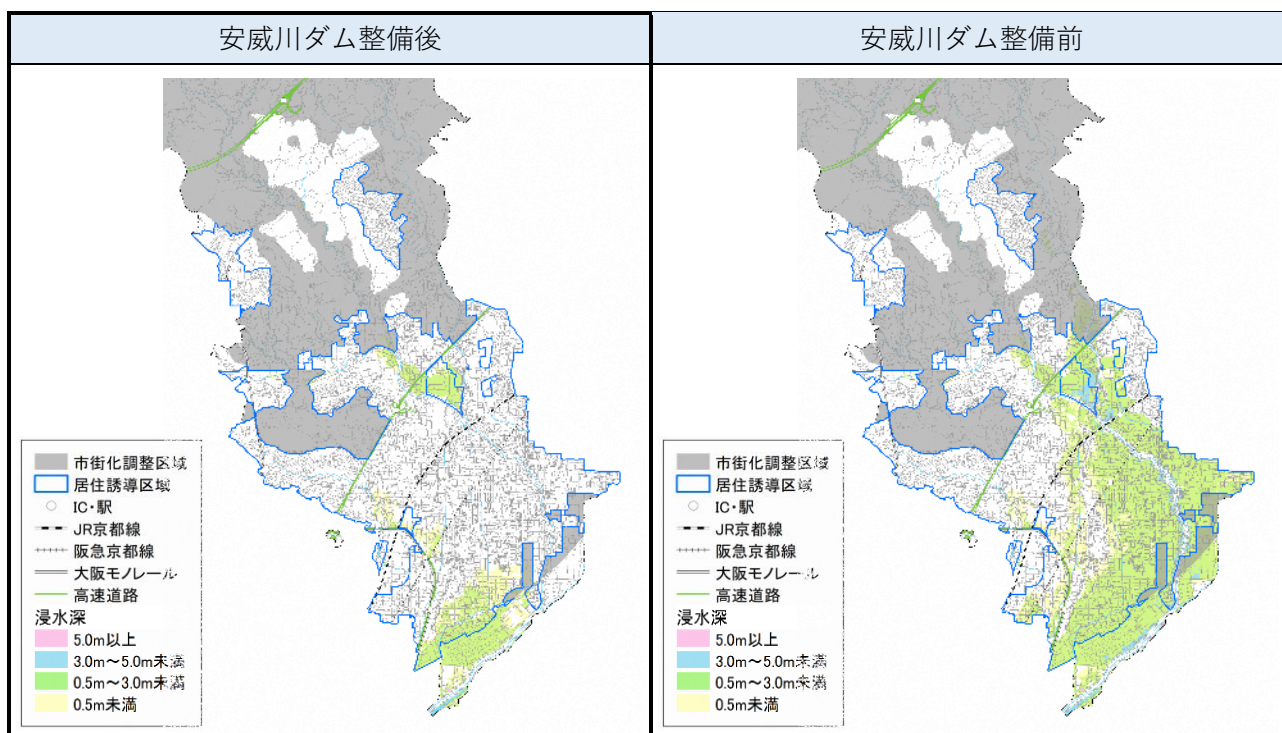


参考：図説地理 近現代の茨木

出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ

(1) 浸水想定区域（計画規模降雨）

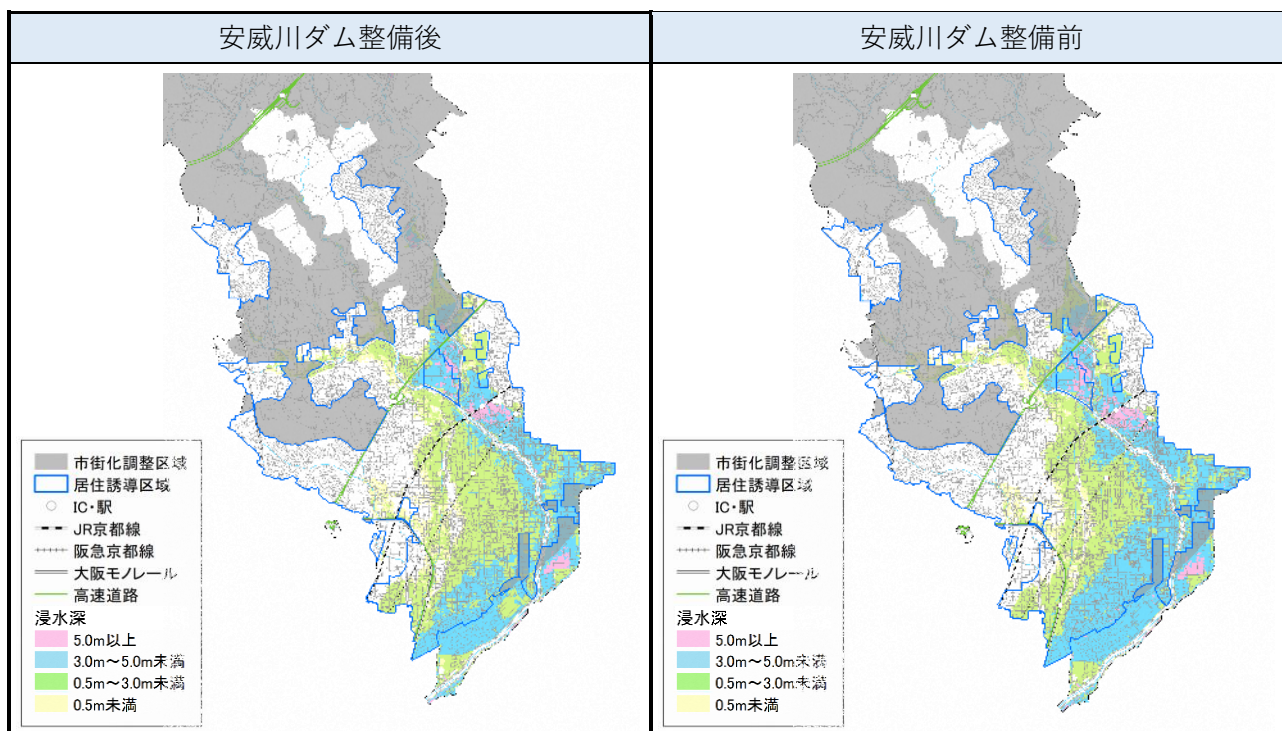
計画規模降雨においては、ダムの治水効果により安威川沿いで浸水想定区域が解消されています。



※上図は安威川等及び女瀬川の洪水浸水想定区域を重ね合わせたものを示す

(2) 浸水想定区域（想定最大規模降雨）

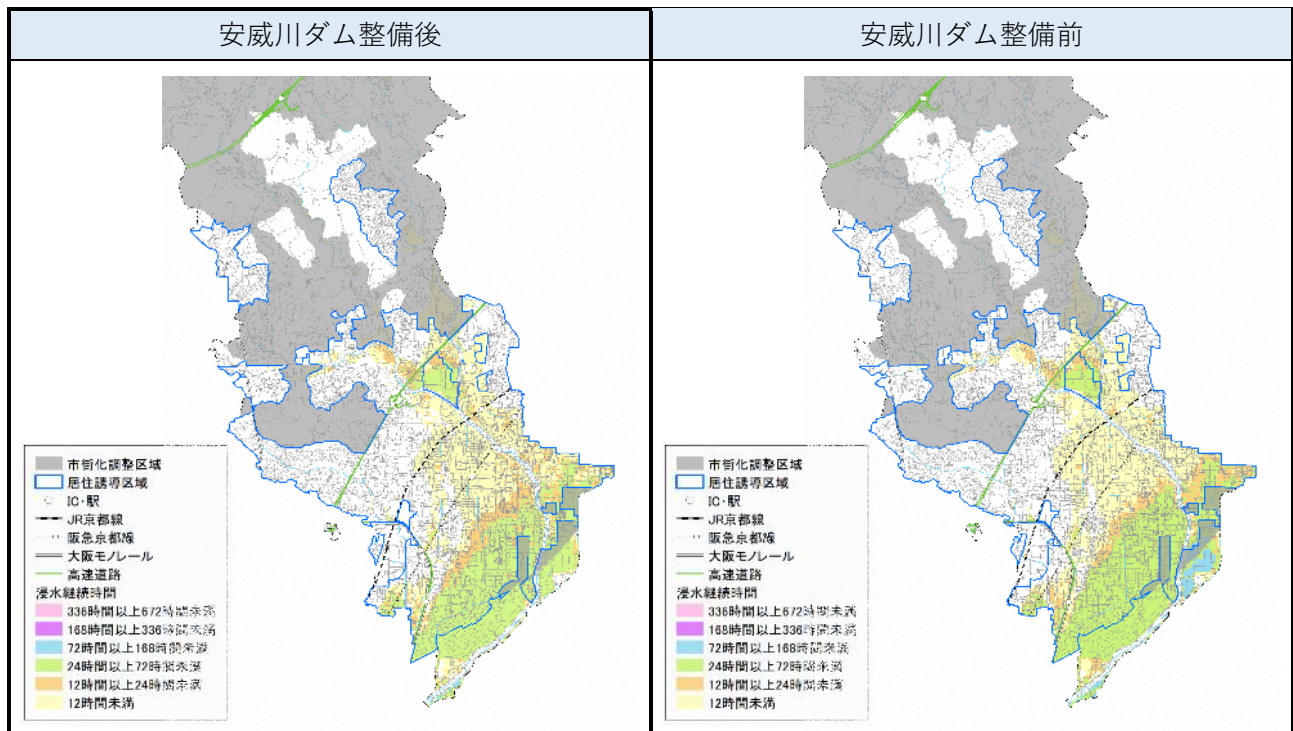
想定最大規模降雨においては、ダムの治水効果により全体的に浸水想定区域（浸水深）が縮小しています。



※上図は安威川等、女瀬川及び淀川の洪水浸水想定区域を重ね合わせたものを示す

(3) 浸水継続時間（想定最大規模降雨）

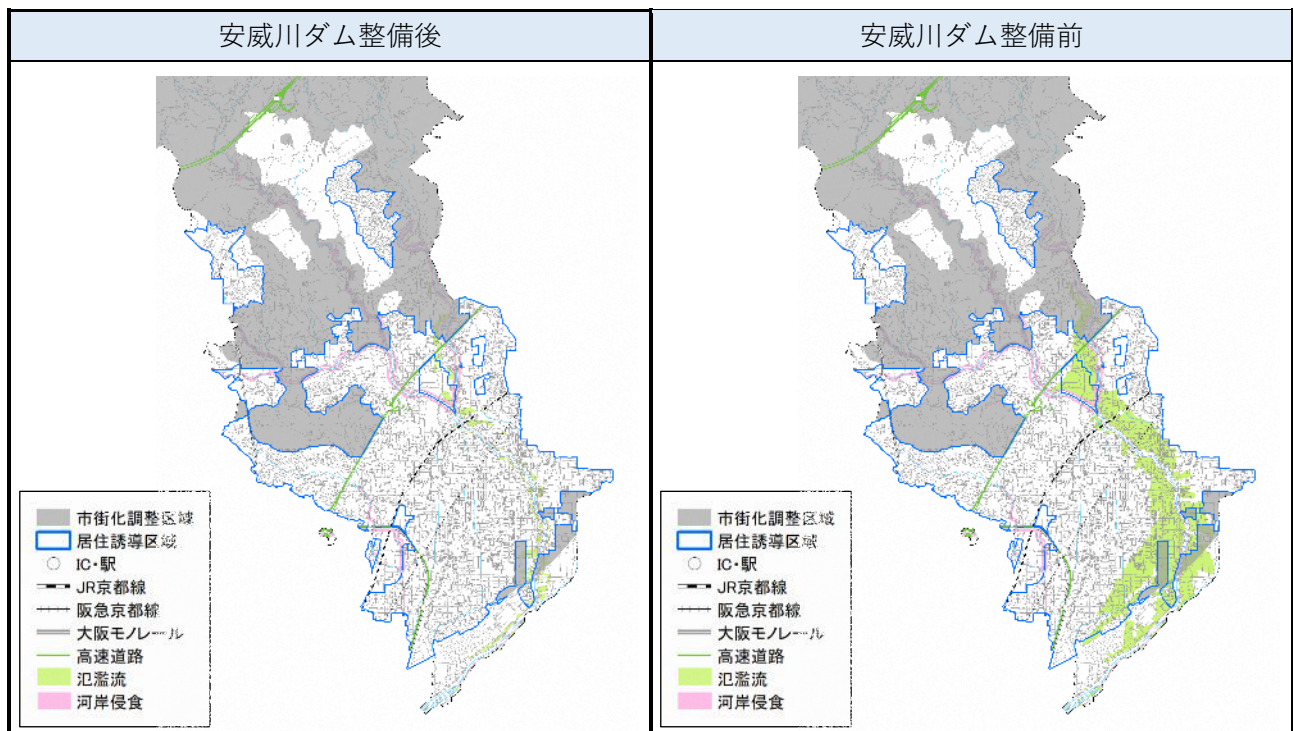
想定最大規模降雨においては、ダムの治水効果により全体的に浸水継続時間が短縮されています。



※上図は安威川等の浸水継続時間を示す

(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）

想定最大規模降雨においては、ダムの治水効果により氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域が縮小しています。



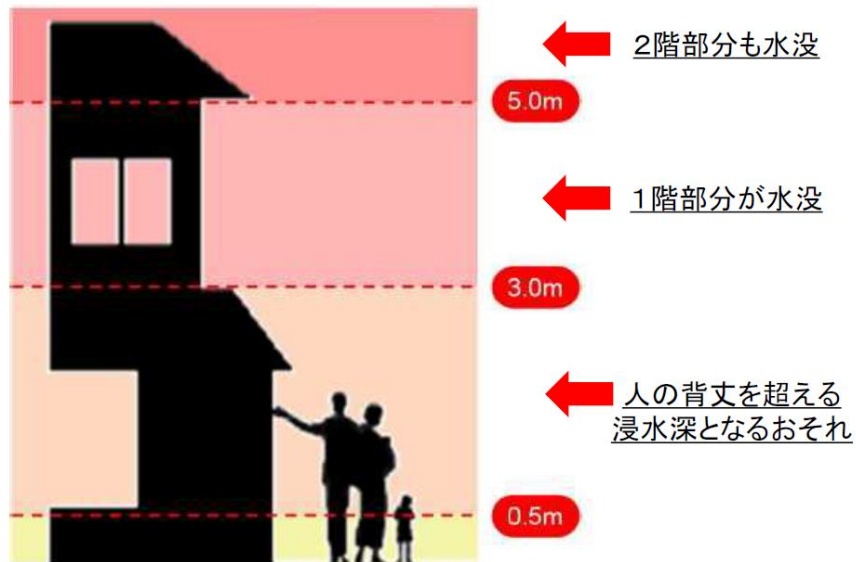
※上図は安威川等の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）を示す

3 リスク評価の視点

(1) 「浸水深」と人的被害のリスク（洪水・内水）

浸水による人的被害のリスクの程度を浸水深から検討する場合、一般的な家屋の2階部分が水没する浸水深 5.0m や2階床下部分に相当する浸水深 3.0m を超えているかが一つの目安となります。

以上のことから、本指針では、2階への垂直避難を想定し、浸水深 3.0m を目安に確認を行います。



※洪水浸水想定作成マニュアル(第4版)から抜粋した図を一部加工

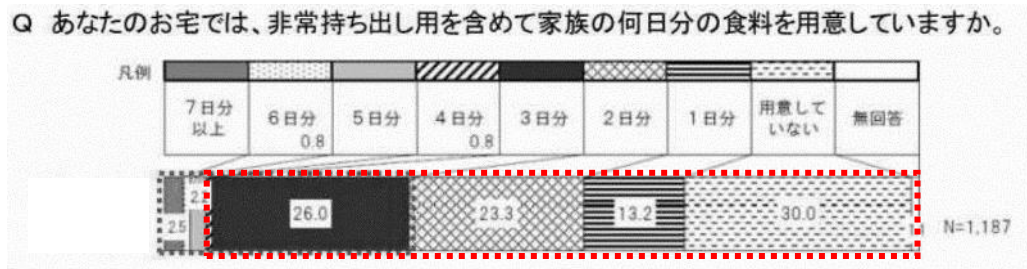
出典：立地適正化計画作成の手引き

(2) 「浸水継続時間」と避難生活環境（洪水）

大規模な水害が発生すると、広域にわたり上下水道や電気、ガスなどのライフラインの機能が停止するおそれがあります。各家庭における食料などの備蓄は、3日以内の家庭が多いものと推察されることから、3日以上孤立すると食料などが不足し、健康被害の発生のおそれがあるとされています。

また、国においても、自宅での避難生活を想定して最低でも3日分の備蓄が必要とされています。

以上のことから、本指針では、浸水継続時間 72 時間（3 日）を目安に確認を行います。



出典：水害の被害指標分析の手引き（H25 施行版）

3日分の必須備蓄食料品（大人1人分の必要なものの一例）

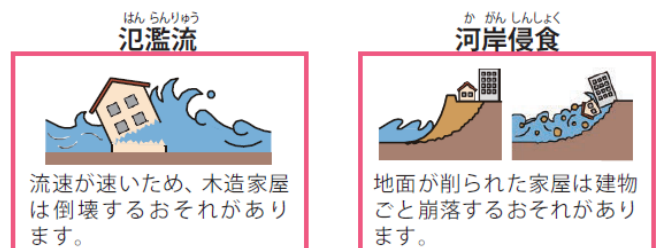


出典：農林水産省ホームページ

(3) 「氾濫流・河岸侵食」による家屋倒壊のリスク（洪水）

洪水による堤防決壊により、家屋などの倒壊・流失をもたらすような、激しい氾濫流や河岸侵食の発生が想定されます。

以上のことから、本指針では、家屋倒壊等氾濫想定区域の「氾濫流」と「河岸侵食」の状況を確認します。



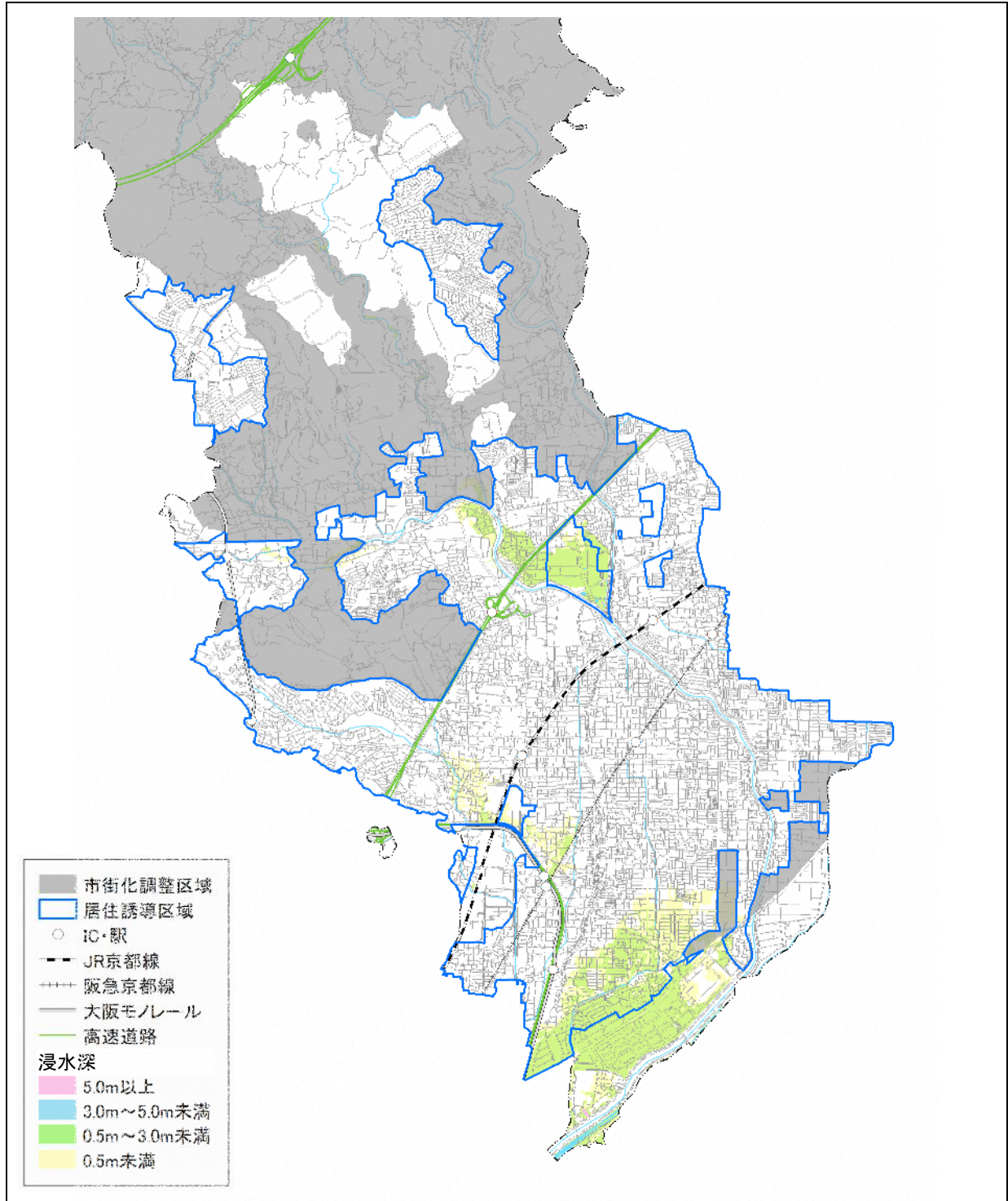
出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ

第3章 災害リスクの抽出・整理

1 洪水による災害リスク

(1) 浸水想定区域（計画規模降雨）

計画規模降雨における浸水想定区域をみると、安威川・茨木川合流部付近及び市域南部において、浸水深「3.0m未満」の区域が居住誘導区域内に一部で見られます。

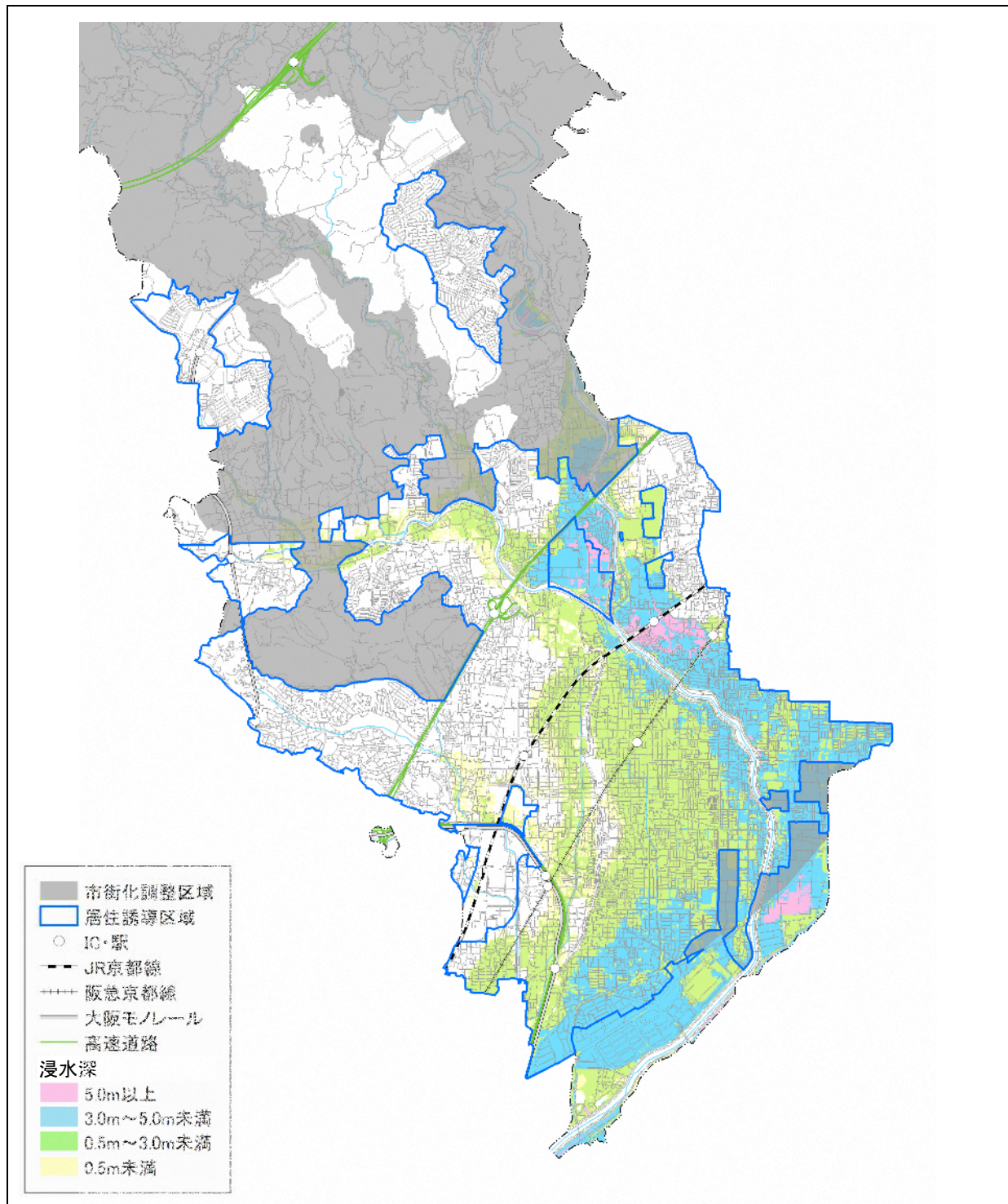


※上図は安威川等及び女瀬川の洪水浸水想定区域を重ね合わせたものを示す

※淀川の洪水浸水想定区域については、本市域では想定なし

(2) 浸水想定区域（想定最大規模降雨）

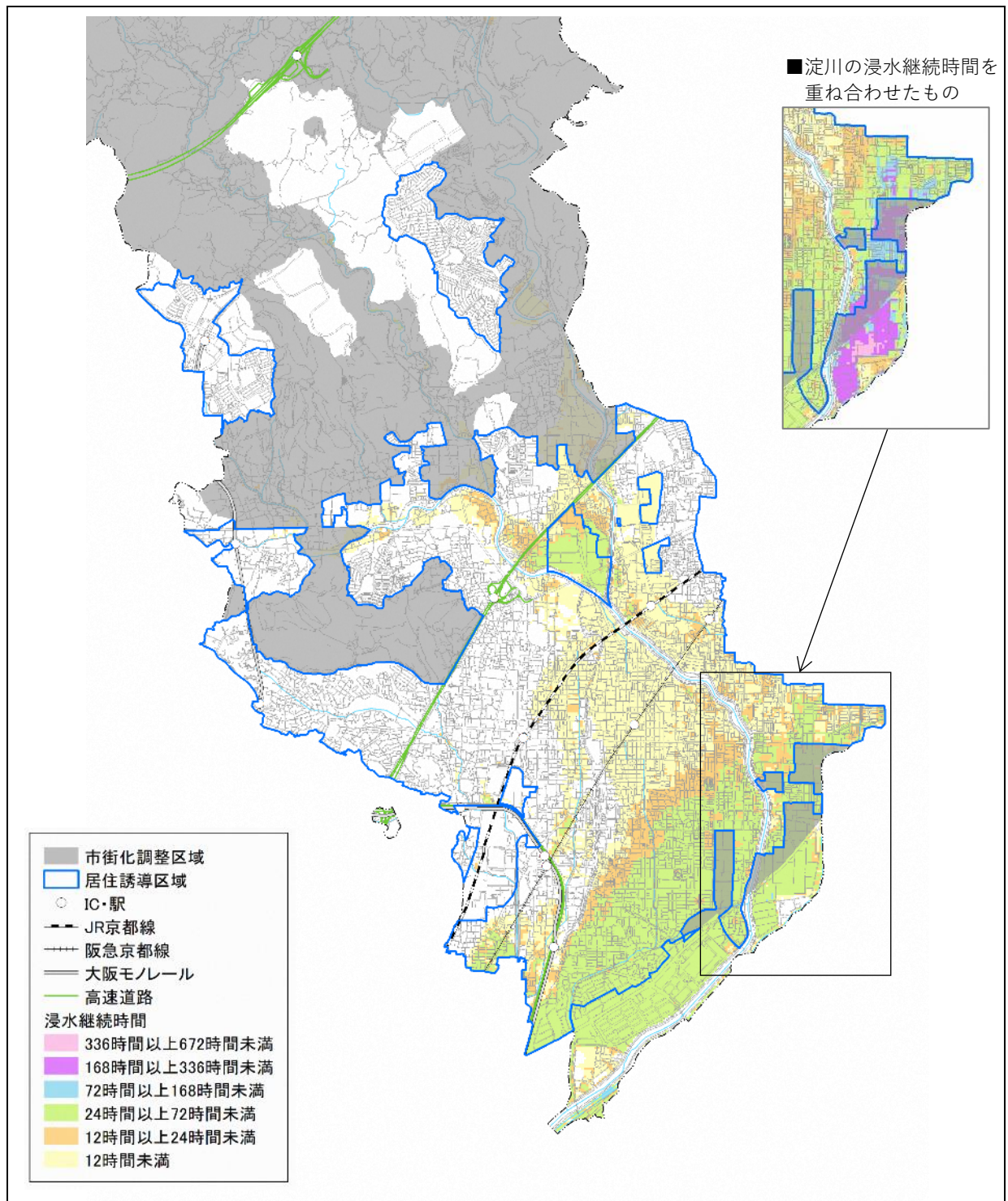
想定最大規模降雨における浸水想定区域をみると、安威川沿いを中心に浸水深「3.0～5.0m未満」の区域が居住誘導区域内に広範囲に見られ、浸水深「5.0m以上」の区域も一部で見られます。



※上図は安威川等、女瀬川及び淀川の洪水浸水想定区域を重ね合わせたものを示す

(3) 浸水継続時間（想定最大規模降雨）

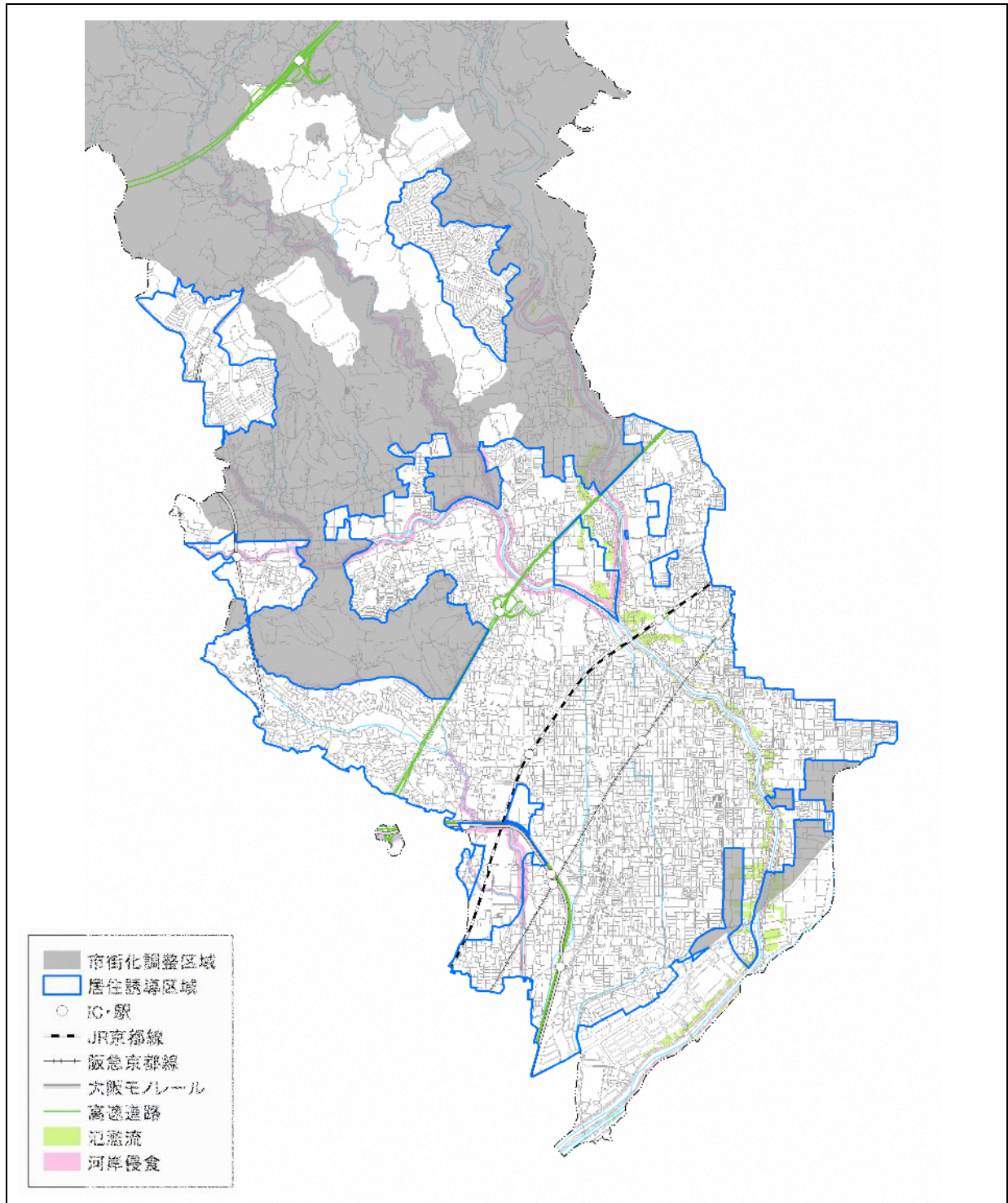
想定最大規模降雨における浸水継続時間をみると、安威川沿いを中心に「72 時間(3 日)未満」の区域が居住誘導区域内にも広範囲に見られ、特に、淀川の浸水継続時間においては、市域南部の安威川東側で「72 時間(3 日)以上」の区域が見られます。



※上図は安威川等の浸水継続時間を示す

（４）家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）

想定最大規模降雨における家屋倒壊等氾濫想定区域をみると、氾濫流においては、安威川沿いを中心に居住誘導区域内にも見られ、河岸浸食においては、安威川等の河川沿いに見られます。



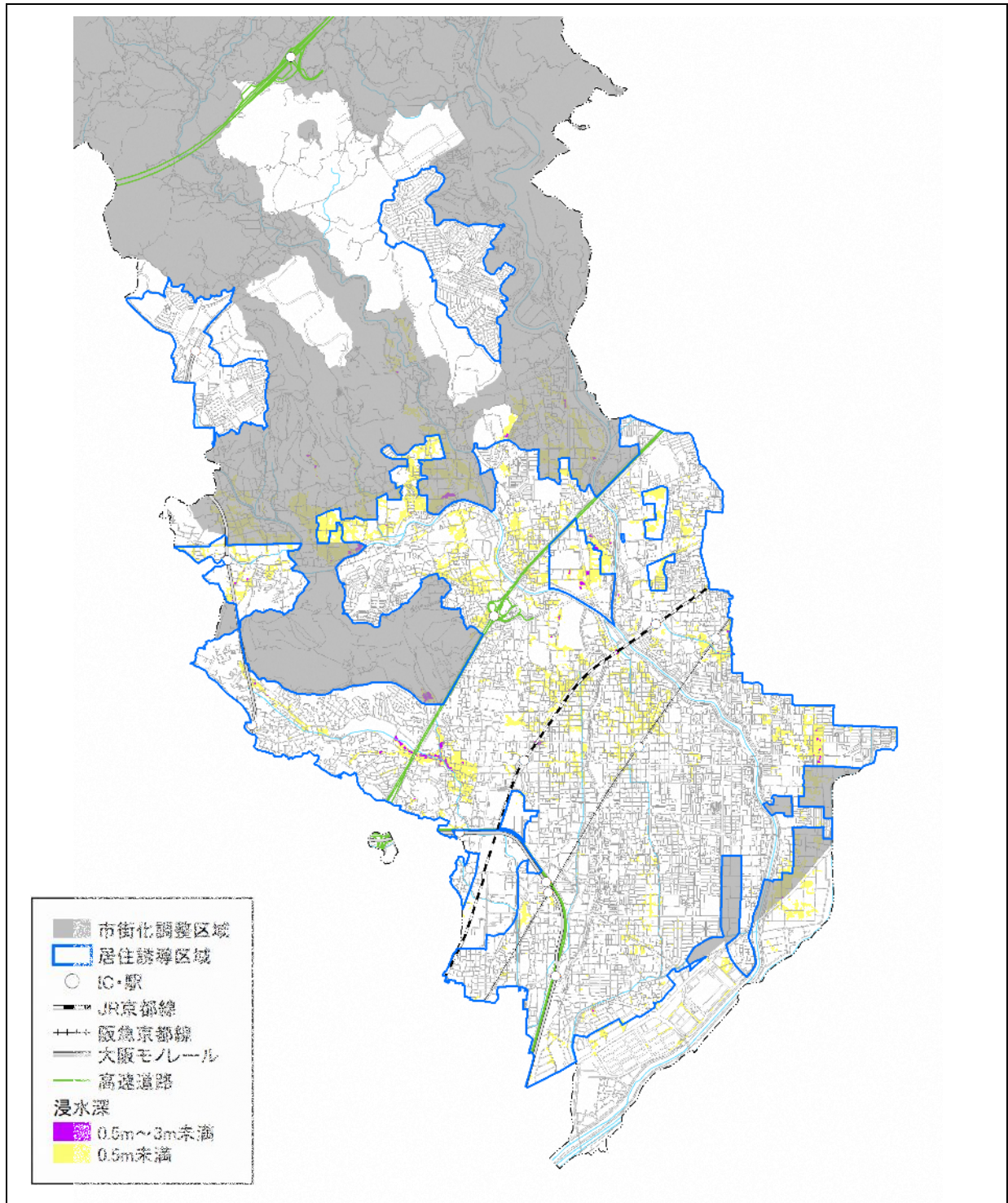
※上図は安威川等の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）を示す

※女瀬川及び淀川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）については、本市域には想定なし

2 内水による災害リスク

(1) 浸水想定区域（過去に他地域で発生した最大級規模の降雨）

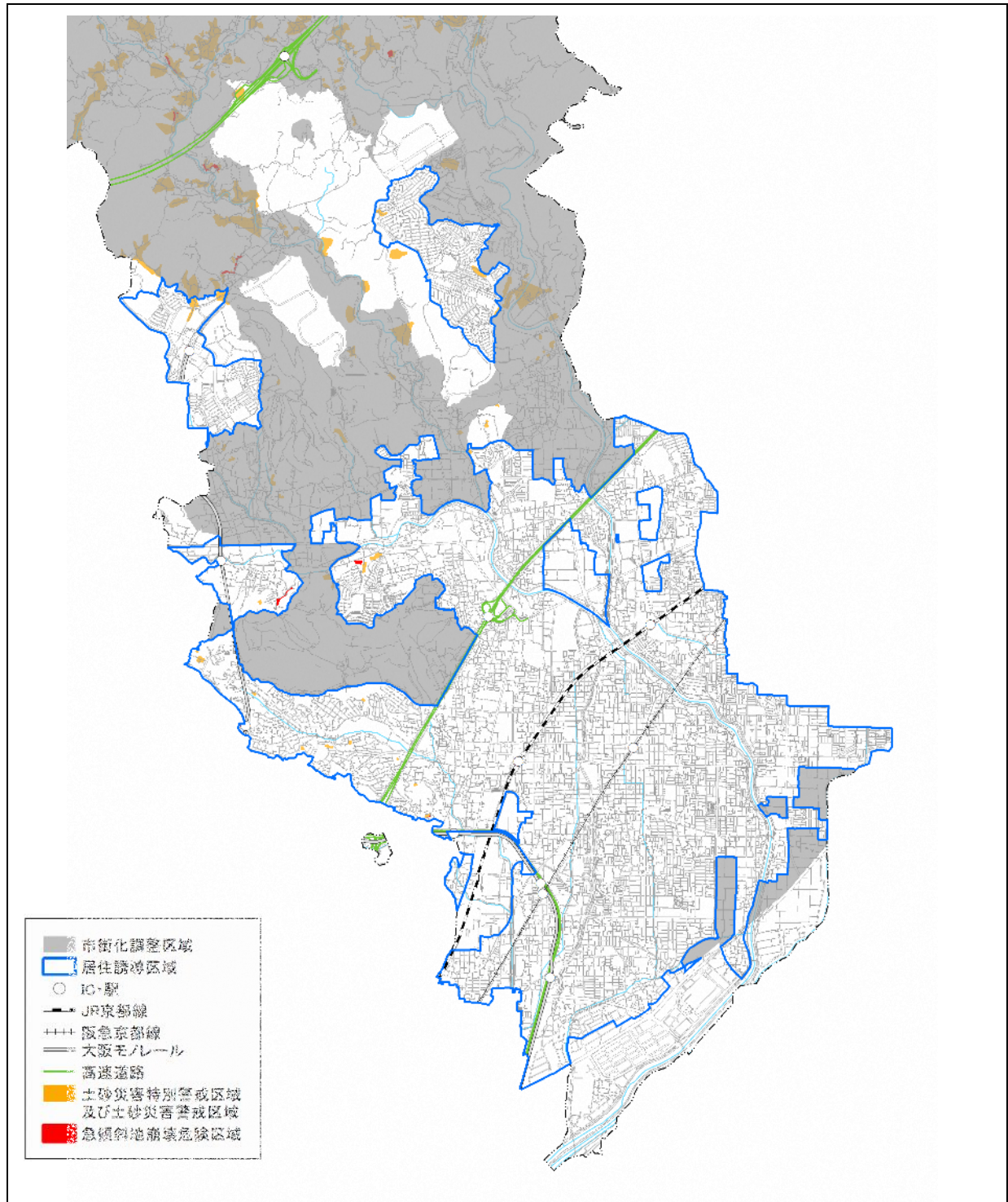
過去に他地域で発生した最大級規模の降雨における内水による浸水想定区域をみると、浸水深「0.5m未満」の区域が居住誘導区域内に点在しており、大正川上流部では、浸水深「0.5m～3.0m未満」の区域が一部で見られます。



3 土砂災害による災害リスク

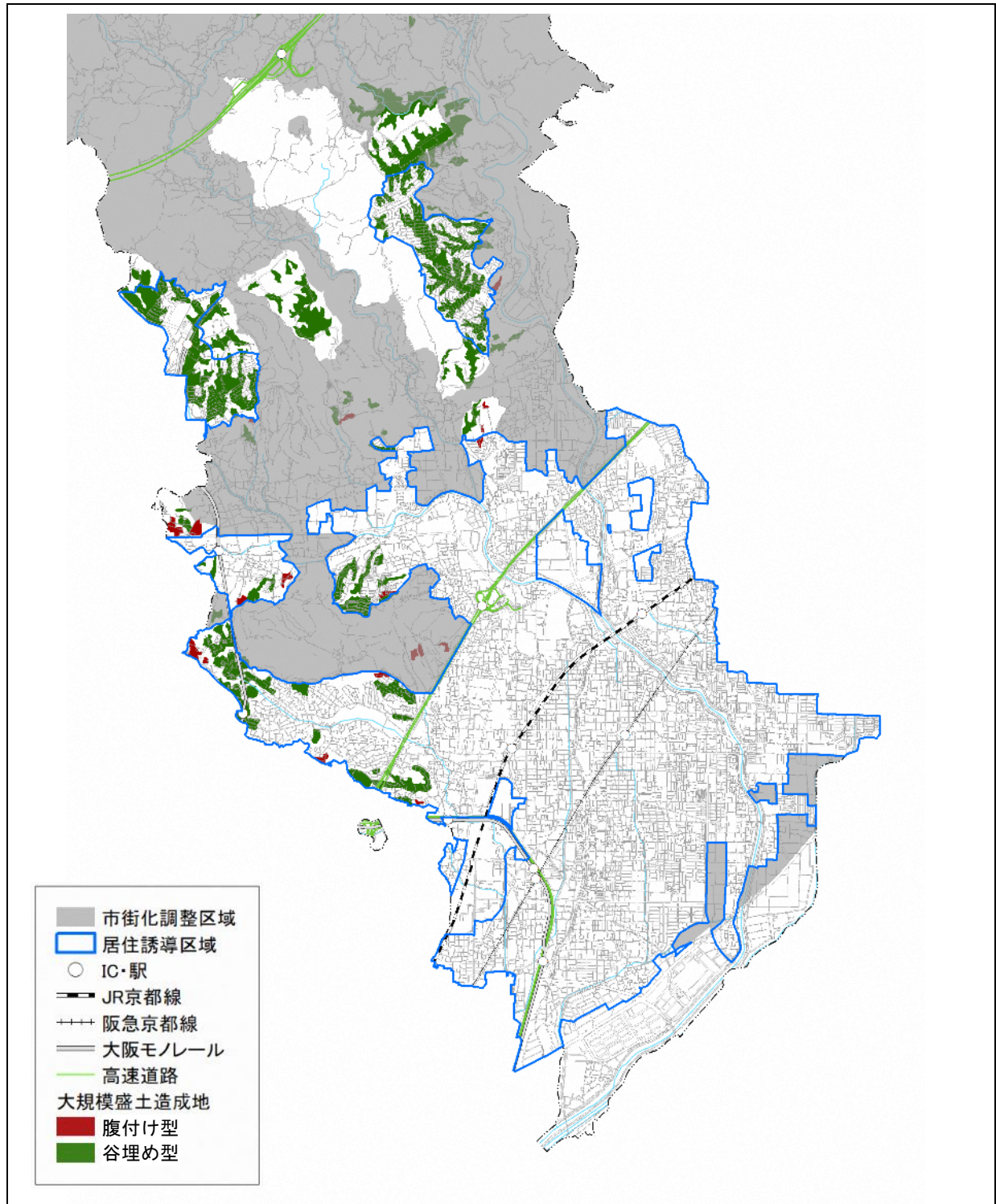
(1) 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の分布をみると、市域西部及び北部を中心に見られます。なお、これらの区域は居住誘導区域外としています。



(2) 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地の分布をみると、居住誘導区域内の西部及び北部を中心に見られます。なお、調査の結果、緊急に予防対策が必要な箇所はなく、経過観察を行うこととしています。



第4章 災害リスクに関する課題の整理

1 災害リスクに関する課題の整理

居住誘導区域内における、洪水、内水及び土砂災害に関する災害リスクについて、現状と課題を下表のとおり整理します。（・は現状、▶は現状に対する課題を示す）

	居住誘導区域内における災害リスクの現状と課題
洪水	(1) 浸水想定区域（計画規模降雨） ・安威川・茨木川合流部付近及び市域南部において、浸水深「3.0m未満」の区域が一部で見られる ▶リスク評価の目安となる浸水深「3.0m」を超えないが、リスク低減に向けたハード・ソフト両面での対策が必要
	(2) 浸水想定区域（想定最大規模降雨） ・安威川沿いを中心に浸水深「3.0m～5.0m未満」の区域が広範囲で見られ、「5.0m以上」の区域も一部で見られる ▶リスク評価の目安となる浸水深「3.0m」を超える区域が広範囲に見られるが、発生確率が低いことから、リスク回避・低減に向けたハード対策は現実的ではなく、避難施設への早期避難などリスク低減に向けたソフト対策が必要
	(3) 浸水継続時間（想定最大規模降雨） ・安威川等の浸水継続時間においては、安威川沿いを中心に「72時間（3日）未満」の区域が広範囲で見られる ▶リスク評価の目安となる浸水継続時間「72時間（3日）」を超えないが、災害に備えた飲料水や食料の備蓄量の確保などリスク低減に向けた対策が必要 ・淀川の浸水継続時間においては、市域南部の安威川東側で「168時間（7日）以上」の区域がわずかに見られる ▶リスク評価の目安となる浸水継続時間「72時間（3日）」を超えるため、避難施設への早期避難などリスク低減に向けた対策が必要
	(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨） ・安威川沿いを中心に「氾濫流」による家屋倒壊等が想定される区域が見られ、安威川等の河川沿いに「河岸浸食」による家屋倒壊等が想定される区域が見られる ▶リスク評価の目安となる「氾濫流」「河岸浸食」が発生するおそれがあるため、避難施設への早期避難などリスク低減に向けた対策が必要

	居住誘導区域内における災害リスクの現状と課題
内水	(1) 浸水想定区域（過去に他地域で発生した最大級規模の降雨） ・居住誘導区域内には浸水深「0.5m未満」の区域が点在しており、大正川上流部では、浸水深「0.5m～3.0m未満」の区域が一部で見られる ▶リスク評価の目安となる浸水深「3.0m」を超えないが、リスク低減に向けたハード・ソフト両面での対策が必要
土砂災害	(1) 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ・市域西部及び北部を中心に「急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」が見られるが、これらの区域は居住誘導区域外としている ▶大雨時に土砂災害の危険性が高いとされる区域は居住誘導区域外としているが、これらの区域に居住させないようなリスク周知など、リスク低減に向けた対策が必要 (2) 大規模盛土造成地 ・居住誘導区域内の西部及び北部を中心に「大規模盛土造成地」が見られる（調査の結果、緊急に予防対策が必要な箇所はなく、経過観察を行うこととしている） ▶緊急に対策工事等を必要とする大規模盛土造成地は存在しないが、府と連携し、ソフト面での対策、並びに継続的な経過観察や必要に応じたハード面での対策について検討が必要 ▶また、今後新たに抽出される大規模盛土造成地においても安全性把握調査を実施することが必要

第5章 防災まちづくりの将来像と取組方針

1 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりの将来像については、都市計画マスタープランや立地適正化計画、防災関連計画（国土強靱化地域計画・地域防災計画・雨水基本構想）における防災まちづくりに関する考え方を踏まえて設定します。

■関連計画における防災まちづくりに関する考え方

都市計画 マスタープラン		・もしものの時の備えができているまち（<u>市民と共に創るまちの姿</u>） ・<u>災害に強い都市づくりの推進</u>（都市防災の方針） ・災害復旧・復興のための事前対策（都市防災の方針）
立地適正化計画		・<u>コミュニティ力醸成により、暮らしやすく、防災的にも強いまちの形成</u>（基本方針の土台となる考え方）
防災 関連 計画	国土強靱化 地域計画	・人命の保護が最大限図られること ・市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ・迅速な復旧復興
	地域防災計画	・<u>地域防災計画と防災体制の充実</u> ・<u>防災・救助体制の充実</u> ・<u>防災意識の高揚と地域防災体制の確立</u>
	雨水基本構想	・<u>行政によるハード整備と市民・事業者などによるソフト対策の実施による浸水被害の軽減</u>

関連計画における考え方に共通する事項として「市民・事業者などとの連携」「地域防災力の向上」などが掲げられています。この考え方を踏まえて、市民の多様な主体と連携した「災害に強く、安全・安心に暮らせるまち」を目指します。

防災まちづくりの将来像

市民と共に創る災害に強く安全・安心に暮らせるまち

2 取組方針

防災まちづくりの将来像の実現に向け、居住誘導区域内における災害リスクと災害リスクに関する居住誘導区域設定の考え方を踏まえ、ハード・ソフトの両面から取組方針を設定します。

■居住誘導区域内における災害リスク

洪水	・計画規模降雨で浸水深 3.0m未満の区域が一部で見られる
	・想定最大規模降雨で浸水深 3.0m以上の区域が安威川沿いを中心に広範囲で見られ、浸水深 5.0m以上の区域も一部で見られる
	・想定最大規模降雨で浸水継続時間が 72 時間(3 日)未満の区域が安威川沿いを中心に広範囲で見られ、72 時間(3 日)以上の区域が一部で見られる
	・想定最大規模降雨で氾濫流・河岸浸食による家屋倒壊等が想定される区域が河川沿いで見られる
内水	・過去に他地域で発生した最大級規模の降雨で浸水深 0.5m～3.0m未満の区域が一部で見られる
土砂災害	・大雨時等に土砂災害の危険性が高い区域が市域西部及び北部の一部に見られるが、これらの区域は居住誘導区域外としている
	・大規模盛土造成地が居住誘導区域内の西部及び北部の一部に存在する（緊急に予防対策を必要とする大規模盛土造成地は存在しない）

■災害リスクに関する居住誘導区域設定の考え方

- ①市街化区域内で「計画規模降雨で浸水深 3.0m以上の区域」及び「大雨時に土砂災害の危険性が高い区域」については、特に災害リスクが高いことから、居住誘導区域に含めないこととし、リスク周知などソフト対策に努め、できるだけ居住しないように誘導します。
- ②そのほか、「災害リスクがある区域」については、リスク低減に向けたハード・ソフト両面からの取組を行うことを前提に、居住誘導区域に含めることとします。

取組方針 1

インフラの整備・改修などによる被害の低減を図ります（ハード対策）

取組方針 2

リスク周知や防災意識の向上などによる被害の低減を図ります（ソフト対策）

第6章 具体的な取組と取組事例

1 具体的な取組

取組方針に沿った具体的な取組を下表のとおり位置づけます。

具体的な取組については、すでに取組を進めているものであり、本市の計画（立地適正化計画、国土強靱化地域計画、地域防災計画、雨水基本構想 等）や大阪府の計画（淀川水系神崎川ブロック河川整備計画 等）に基づく取組と連携しながら推進していきます。

	具体的な取組	関連計画等	実施主体
ハード対策 (取組方針 1)	(1) 災害リスクを踏まえた居住誘導施策の推進 (届出制度による居住誘導、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強の支援 等)	・立地適正化計画等	市
	(2) 水害予防対策の推進（洪水） (河川・水路の改修、建築物等の浸水対策、総合的な治水対策 等)	・淀川水系神崎川ブロック河川整備計画	府・市
	(3) 水害予防対策の推進（内水） (下水道施設の整備、総合的な浸水対策の推進 等)	・雨水基本構想	市
	(4) 土砂災害の予防対策の推進 (大規模盛土造成地の調査・経過観察などによる安全性確認 等)	・宅地耐震化推進事業	府・市
ソフト対策 (取組方針 2)	(5) リスク周知や防災意識の高揚 (防災訓練の実施、ハザードマップの周知啓発、防災知識の普及啓発、防災教育等の推進 等)	・国土強靱化地域計画 ・地域防災計画	市
	(6) 総合的な防災体制の整備 (自主防災体制の整備、避難地・避難路の指定・周知 等)	・国土強靱化地域計画 ・地域防災計画	市
	(7) 地域住民・防災ボランティア団体・事業者・大学などとの連携 (災害時援助協定の締結 等)	・国土強靱化地域計画 ・地域防災計画	市

2 取組事例

具体的な取組に関する事例を以下に示します。

(1) 災害リスクを踏まえた居住誘導施策の推進

○届出制度による居住誘導

居住誘導区域外における住宅開発を抑制するという基本的な考え方のもと、一定規模以上の住宅開発などに対する届出制度の適正な運用を図るとともに、工業地域における住宅系の開発に対しては、「茨木市開発行為等の手続等に関する条例」などに基づく協議において適切に指導を行っています。

○土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強の支援

本市では、土砂災害特別警戒区域内にある住宅を対象に、住宅の所有者の方が実施される区域外への住宅の移転または既存住宅の補強対策に対し、その費用の一部を補助する「土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する移転・補強補助制度」を設けています。

(2) 水害予防対策の推進（洪水）

○河川・水路の改修、建築物等の浸水対策、総合的な治水対策

府の淀川水系神崎川ブロック河川整備計画では、今後、目指すべき当面の治水目標を河川毎に設定し、流域全体で河川整備などを進めており、令和 5 年（2023 年）には、安威川が 100 年に一度の降雨にも対応できるよう安威川ダムが整備され、供用が開始されています。

また、流域全体で洪水リスクの低減に向けて、災害リスクに応じた建築物等の浸水対策（宅地の嵩上げ等）や流域内に点在するため池を活用するなど、ハードとソフトで連携した、総合的な治水対策を推進しています。

(3) 水害予防対策の推進（内水）

○下水道施設の整備、総合的な浸水対策の推進

頻発する豪雨などによる浸水被害を低減するため、雨水基本構想に基づき、水路の拡幅や雨水管渠などの下水道施設の整備といったハード対策に加え、土のうステーションの設置などのソフト対策を合わせた総合的な浸水対策を推進しています。

松沢排水区では、令和 2 年（2020 年）12 月に都市計画下水道（雨水）の都市計画変更を行い、既存水路や側溝の現況調査を踏まえ、雨水整備計画の検討を進めています。

出典：茨木市の下水道等事業（令和 3 年度版）



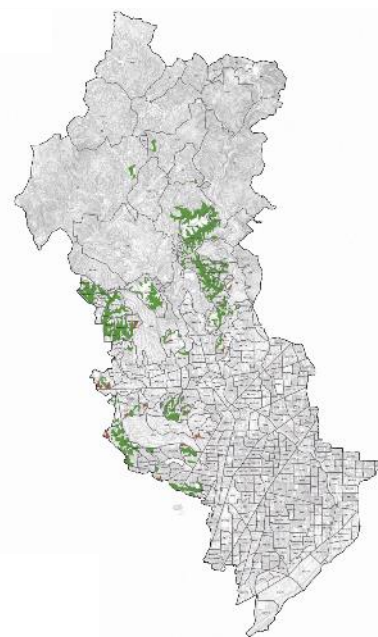
(4) 土砂災害の予防対策の推進

○大規模盛土造成地の調査・経過観察などによる安全性確認

南海トラフ巨大地震や上町断層地震など、市内で想定される巨大地震などから生命や財産を守るために、大規模に盛土造成された宅地が居住地の近くに存在するかを示し、市民の防災意識を高め、災害の事前防止や被害の軽減につなげるように「大規模盛土造成地マップ」を作成しています。

また、令和4年(2022年)度に国のガイドラインに基づき、大規模盛土造成地の変動予測調査を行った結果、本市においては187箇所の大規模盛土造成地を抽出しましたが、いずれの箇所についても、緊急性があるものは認められず、早急な対策を要するものではありませんでした。そのため、当面の間は状況の変化や変状の発生などについて、府と連携しながら経過観察を行うものとしています。

また、今後新たに抽出される大規模盛土造成地においても安全性把握調査を実施するものとしています。



大規模盛土造成地マップ
(令和5年7月更新)

(5) リスク周知や防災意識の高揚

○ハザードマップによる周知啓発

ハザードマップに、マイ・防災マップやマイ・タイムラインの作成方法を掲載するとともに、出前講座などを活用し、住民の避難行動の周知や意識啓発に取り組んでいます。

また、普段生活している地域の水害リスクを実感できるよう、生活空間である「まち」をまるごとハザードマップと見立て、安威川等が氾濫した場合に想定される最大の浸水深を表示した標識を設置しています。指定避難所を対象に設置しており、二次元コードを読み取ると、その場で浸水イメージを確認することができます。

さらに、山間部地域では地域版土砂災害ハザードマップを作成し、令和5年(2023年)度には山間部土砂災害対応訓練を実施しています。



マイ防災マップ・マイタイムライン
出典：茨木市水害・土砂災害ハザードマップ



まるごとまちごとハザードマップ

○防災知識の普及啓発

防災知識の普及のため、防災ハンドブックを作成し、市民への普及啓発を行っています。

防災ハンドブックでは、地震や土砂災害、水害が発生した際の対応フローなどを記載しており、災害が生じる前の防災知識として市民に広く普及啓発を行っています。

○防災教育等の推進

地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成することを目的に、小学生を対象にハザードマップを活用した防災教育を推進しています。

防災教育を通して、学校や自宅などの災害リスクを知り、取るべき避難行動を確認するなど、水害から命を守るための知識や心構えを身に付けます。



茨木市防災ハンドブック



令和4年度に西河原小学校
で作成した防災マップ

(6) 総合的な防災体制の整備

○自主防災体制の整備

地域での災害による被害防止・軽減を図るため、地域住民が自主的に結成する自主防災組織の促進及び活性化に取り組んでいます。

平成8年（1996年）4月以降、自主防災組織づくりを進め、令和6年（2024年）4月時点では29地区において、組織が結成されています。また、各地域の自主防災組織が相互に連携できる体制を構築することを目的として、「自主防災組織連絡会」を結成しており、自主防災組織の構成員がさまざまな活動を行う環境をつくるため、平成28年（2016年）度から避難所運営部会、防災士部会、女性部会を設置しています。



令和6年度防災士部会

(7) 地域住民・防災ボランティア団体・事業者・大学などとの連携

○災害時援助協定の締結

大地震などが発生した際に、迅速な救命援助及び的確な応急復旧を行うため、事業者や大学、民間団体などと災害時の応援などを目的とした「災害時援助協定」を締結しています。



災害時援助協定（イコクルいばらき）

茨木市 都市整備部 都市政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

電話：072（620）1660 メール：toshi@city.ibaraki.lg.jp

